

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

- 北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 53
- 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... (企業局総務課) 53

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課) 54
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 54
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 54
- 森林法による通知に代える公示..... (治山課) 55
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災害課) 55

道人事委員会規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 55

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第80号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。
第176条の表北海道立稚内高等技術専門学院の項を削る。

第178条の表中 「 滝川高等技術専門学院
稚内高等技術専門学院 」 を 「 滝川高等技術専門学院 」

に改める。

第180条を次のように改める。

(地方機関)

第180条 高等技術専門学院の事務の一部を分掌させるため、所要の地に高等技術専門学院

の分校を置く。

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道立旭川高等技術専門学院稚内分校		稚	内 市

3 分校の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 短期課程の普通職業訓練を行うこと。
- (2) 事業主、労働者その他の関係者に対し、職業能力開発促進に関する情報及び資料の提供、相談その他必要な援助を行うこと。

別表第9中 「 局及び課 」 を 「 局、局に置く
室及び課 」 に改める。

別表第11の(2)の表中 「 室蘭土木現業
所の出張所の
総合治水事務
所 」 を 「 室蘭土木現業
所の出張所の
総合治水事務
所
高等技術専門
学院の分校 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

稚内高等技術専門学院	旭川高等技術専門学院稚内分校
------------	----------------

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

稚内高等技術専門学院訓練課主査	旭川高等技術専門学院稚内分校主査
-----------------	------------------

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期

日を定める規則をここに公布する。
平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第81号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第57号)附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成19年8月1日とする。

同	同	同	藤井 勉	同	新通11丁目7番地
同	同	同	鈴木 義彌	同	字西中音更北17線14番地
同	同	同	高田 光夫	同	大通13丁目5番地8
同	同	同	岩城 茂樹	同	字東和東1線33番地
同	同	同	小笠原 勝	同	字豊田東2線54番地
同	同	同	村瀬 寿夫	同	字下土幌北6線東41番地
同	同	同	白木 勲	同	十勝川温泉南4丁目1番地26
同	同	監 事	中川 光雄	同	字万年東1線69番地
同	同	同	河田 照幸	同	字東音更東5線50番地

告 示

北海道告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

余市川土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19.5.31	理 事	奈良 昭俊	余市郡仁木町銀山1丁目827番地

音更町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19.6.29	理 事	山口 武敏	河東郡音更町新通11丁目7番地
同	同	同	白木 勲	同 十勝川温泉南4丁目1番地26
同	同	同	藤井 勉	同 新通11丁目7番地
同	同	同	岩城 茂樹	同 字東和東1線33番地
同	同	同	清都 善章	同 字然別北5線西42番地
同	同	同	重堂 隆夫	同 字上然別西8線101番地
同	同	同	沓澤 賢也	同 字西中音更北15線8番地
同	同	同	桜井 幹夫	同 字東音更幹西1線41番地
同	同	同	廣瀬 裕之	同 字下土幌北9線東42番地
同	同	監 事	中川 光雄	同 字万年東1線69番地
同	同	同	河田 照幸	同 字東音更東5線50番地
退 任	同 19.6.28	理 事	山口 武敏	同 新通11丁目7番地
同	同	同	浪波 弘	同 字高倉西7線72番地

北海道告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(朝日地区水田農業振興緊急整備(暗きよ、客土、区画整理、農地保全))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年8月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第532号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 河西郡芽室町(次の図に示す部分に限る。)
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を東川町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第500号のとおりである。

平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡東川町1074の12、1074の13、1074の14、1074の15、1074の16、1074の17所在の森林について所有権を有する 世木澤 明

上川郡東川町1074の4、1074の24、1074の64、1074の65、1074の66、1074の67、1074の68、1074の85、1074の88、1074の123、1074の125、1074の127所在の森林について所有権を有する 高畑 義三

北海道告示第534号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道留萌土木現業所並びに小平町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(3)小平海岸の小平町の項海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。

2 字臼谷63番1北西角（A点）から国道沿いに字小平町1049番西角（A1点）まで引いた線、A1点から次のA12の地点までを順次結ぶ線

A2の地点 A1の地点から方位角10度58分22秒の方向20.001メートルの地点

A3の地点 A2の地点から方位角18度58分31秒の方向64.399メートルの地点

A4の地点 A3の地点から方位角108度03分05秒の方向5.196メートルの地点

A5の地点 A4の地点から方位角17度04分02秒の方向83.821メートルの地点

A6の地点 A5の地点から方位角10度36分33秒の方向109.581メートルの地点

A7の地点 A6の地点から方位角5度02分51秒の方向138.788メートルの地点

A8の地点 A7の地点から方位角5度33分14秒の方向62.626メートルの地点

A9の地点 A8の地点から方位角5度42分31秒の方向92.499メートルの地点

A10の地点 A9の地点から方位角5度42分25秒の方向150.767メートルの地点

A11の地点 A10の地点から方位角5度40分38秒の方向113.529メートルの地点

A12の地点 A11の地点から方位角5度44分42秒の方向83.226メートルの地点

A12の地点から次のB6の地点までを順次結ぶ線

Bの地点 A12の地点から方位角5度42分25秒の方向131.686メートルの地点

B1の地点 Bの地点から方位角0度43分39秒の方向272.277メートルの地点

B2の地点 B1の地点から方位角42度10分49秒の方向3.779メートルの地点

B3の地点 B2の地点から方位角42度10分25秒の方向35.793メートルの地点

B4の地点 B3の地点から方位角312度10分20秒の方向21.657メートルの地点

B5の地点 B4の地点から方位角215度26分32秒の方向14.024メートルの地点

B6の地点 B5の地点から方位角215度27分02秒の方向3.464メートルの地点

B6の地点から116番2北角（C点）を結ぶ線、A点とA点から西に150メートルの点（①点）を結ぶ線、①点、字小平町1番1のA3（X=1504.088、Y=-47220.551）から方位角280度49分55秒の方向225.359メートルの地点（②点）及びC点から西に200メートルの点（③点）を結ぶ線並びに③点とC点を結ぶ線に囲まれた区域

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

北海道人事委員会委員長 中澤 義則

北海道人事委員会規則7-1141

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。別表第1アの表高等技術専門学院（札幌高等技術専門学院を除く。）の部中

「次長」を「次長
分校長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

